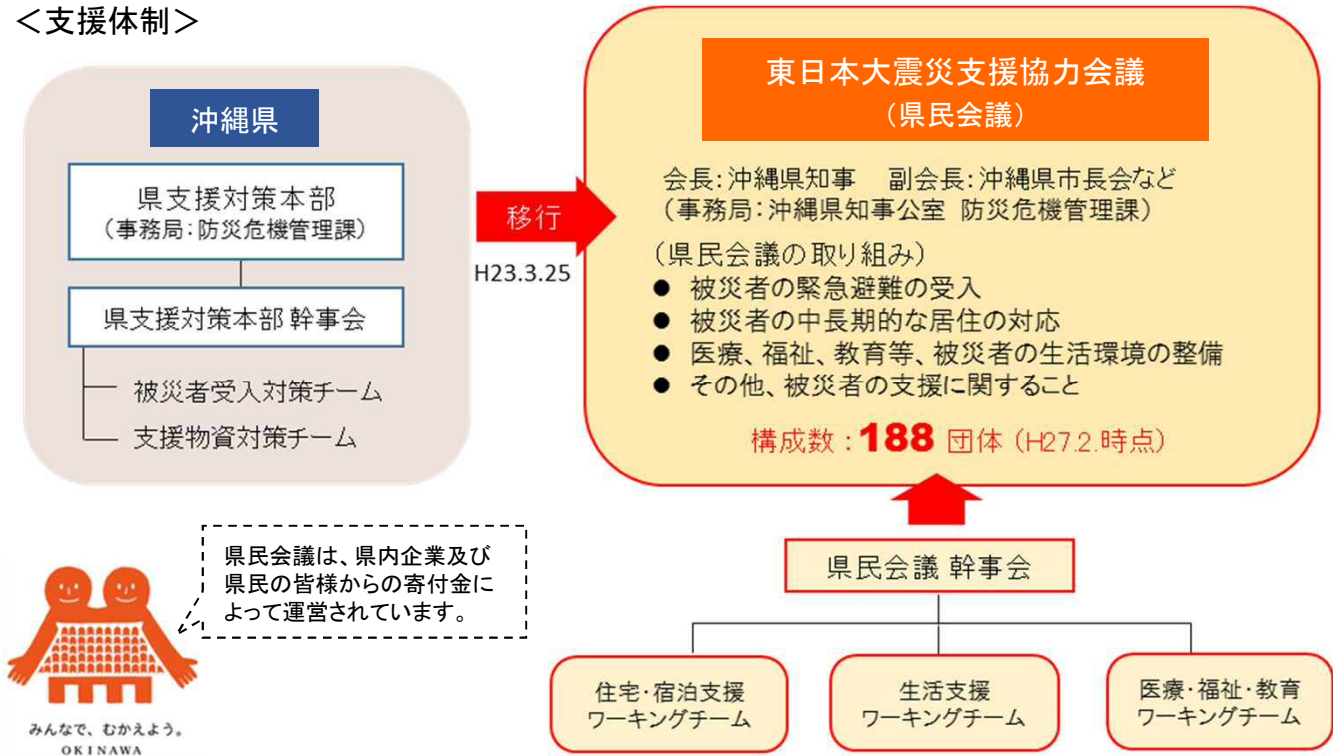


東日本大震災支援協力会議による支援の取り組み

「東日本大震災支援協力会議」は、東日本大震災によって被災された方々の沖縄県内への受入支援について、県民一体となって取り組むため、県内各界の関係機関等で構成された県民会議として、震災直後の平成23年3月25日に設立されました。

<支援体制>



東日本大震災支援協力会議による主な支援

1. ニライカナイカード	117の協力企業において、カードの提示により、スーパー等での買い物や交通機関の利用時などに割引等のサービスが受けられる。【平成27年度:301世帯741名】
2. 被災者支援活動助成事業	沖縄県内で、被災者の支援事業(避難者同士の古流、心のケアなど)を行う支援団体に対して、その活動に対する経費の助成を実施
3. ふるさと旅費支援	借り上げ住宅等の入居世帯が沖縄県内での避難を終了し、ふるさとへ戻る場合、あるいは県外へ転居する場合の航空運賃を支援 【38世帯106人】

【参考】沖縄県による主な支援

1. 人的支援	被災地への県職員の派遣 【計239名】 ※震災直後～平成27年度現在
2. 住宅支援	災害救助法に基づく「みなし仮設住宅」の提供【196世帯457名】 ※5月1日現在
3. 県内への一時的緊急避難に係る旅費等の支援	震災直後から6月までの3ヶ月間、一時的に県内に避難される方の往復の航空運賃及び3食付きの宿泊費用を支援 【261世帯577名】
4. 中長期的な避難に関する旅費等の支援について	(上記3の)平成23年6月以降、民間借り上げ住宅や公営住宅等の住宅支援及びそれに付随する入居準備に関する旅費・宿泊費の支援を実施 【255世帯601名】
5. 被災地の子どもや高齢者を招待したツアー	平成23・24年度において、福島県の小中学生や高齢者のリフレッシュを目的として本県に招待し、自然体験や県民との交流事業を実施 【延べ1,200名以上】
6. 被災者支援見舞金の支給	平成23年4月26日～6月末までの期間、被災者の当面の生活費の支援として、1世帯当たり20万円(単身者は10万円)を支給 【169世帯】

東日本大震災で沖縄に避難された方々へ

ふるさと旅費を支援します

東日本大震災支援協力会議では、沖縄県内に避難された方々のうち、ふるさとへ戻る場合または、県外へ住居を移転する場合の航空運賃の支援を受付けています。

対象者

現在、沖縄県内に避難されており、次のいずれかに該当する方

- (1) 県内で民間借り上げ住宅や公営住宅等の住宅支援を受けた方
- (2) 一時的・緊急避難に係る「旅費・宿泊費支援」（平成23年4月～6月）を受けた方で、現在も沖縄県内に避難されている方

期間

平成27年4月1日～平成28年3月31日

支援内容

- (1) 支援額は **1人当たり40,000円**が上限となります。
※ 航空運賃が40,000円を超える場合、その差額分は自己負担。
- (2) 支援は1回限りとなります。
- (3) 一時帰宅の場合は当支援の対象外です。

申請方法

申請の流れは次のとおりです。なお、**航空券は事務局を通じ手配しますので事前に購入した場合は対象外**となります。あらかじめご了承ください。

1

転居先が決まりましたら、まずは事務局へご連絡ください。手続方法のご案内及び申請書類を郵送します。



2

次の書類をご提出ください。

- ① **帰還支援申請書**
- ② 身分を証明できる書類（運転免許証、健康保険証など）
- ③ 災害救助法による借り上げ住宅や公営住宅の「退去届」の写し

※ 借り上げ住宅等の退去後、一定期間が経過している場合は避難状況の確認のため、直近の住民票の提出をお願いする場合があります。



3

事務局の書類確認後、旅行代理店よりご連絡差し上げますので、その際に、搭乗日時や目的地等の調整をお願いします。



【お問い合わせ】

沖縄 東日本大震災支援協力会議事務局 名嘉原、宮城、上村
〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2 本庁舎5階（防災危機管理課内）
TEL：098-866-2143 FAX：098-866-3204